



# 令和8年度 日向市シティプロモーション 推進事業補助金



市の魅力向上やブランド認知の拡大に取り組む事業者・団体を応援します！

日向市では、本市が推進するシティプロモーションのブランドコンセプト  
「世界でいちばん、休める街へ」を広く発信し、市の魅力を高めるため、  
市内の事業者、団体が主体となって行うプロモーション活動を募集します。  
※予算の範囲内での交付となります。



詳しくは裏面をご覧ください。



お問い合わせ

日向市役所 ふるさとプロモーション課 プロモーション推進室  
☎：0982-66-1026 Email：f\_promotion@hyugacity.jp

世界で  
いちばん、  
休める街へ

令和 8 年度

## 日向市シティプロモーション推進事業補助金

### 【対象となる方】

次のいずれかに該当する方

- 日向市内に事業所を有する個人事業者または法人
  - 日向市内に活動拠点を有する団体  
(5人以上で組織され、規約・規程等を定めていること)
- あわせて、次の要件を満たす必要があります
- 宗教活動または政治活動を行うものでないこと
  - 暴力団等でないこと
  - 市税等を滞納していないこと

### 【対象となる事業】

次のすべてに当てはまる事業

- 日向市内で実施する事業(市長が認める場合を除く)
- 日向市のブランドコンセプトを広く発信し、市の魅力向上が見込まれる事業
- 日向市から本補助金以外の補助または支援を受けていない、受ける見込みがない事業
- 交付決定後に実施する事業
- 交付決定年度の2月末日までに完了する事業

### 【対象とならない主な事業・経費】

- 1 営利を目的とする興行等
- 2 事業の大部分を他の事業者へ委託する事業
- 3 補助対象経費の総額が20万円未満の事業
- 4 継続的な取組が見込まれない事業
- 5 宗教・政治・選挙・公序良俗に反する活動に関わる事業
- 6 特定の商品・店舗等の広告宣伝を主目的とする事業
- 7 特定の個人・法人・団体のみが利益を受ける事業  
(6,7はプロモーションツール開発支援事業を除く)

### 【対象とならない主な経費】

- 1 日向市以外の機関又は制度において補助対象となった経費
- 2 消費税及び地方消費税に相当する租税公課(仕入税額控除を受けられないことが明らかな場合を除く。)
- 3 量産・販売用在庫の確保又は通常の営業活動に要する経費(ノベルティグッズの作成等にかかる費用も含む)
- 4 証拠書類で確認できない経費、飲食費、交際費その他社会通念上不適当と認められる経費

※詳細な対象事業等については、要綱・募集要項を参照してください。

### 【補助メニュー・補助額】

#### ■ プロモーション活動推進事業

本市のブランドコンセプトを広くPRし、シティプロモーションに寄与する事業

補助率:補助対象経費の4分の3

上限額:50万円

#### ■ プロモーションツール開発支援事業

本市のブランドコンセプトや世界観を体現した商品の開発、または市公式ロゴ・イラストを活用したオリジナルグッズの試作・開発を行う事業

補助率:補助対象経費の2分の1

上限額:10万円

※1,000円未満切り捨て

※上限額と比較して少ない方を交付します。

### 【申請の流れ】

- 1 事前相談(必須)
- 2 企画提案書等の提出
- 3 書類審査
- 4 補助対象事業及び補助額の決定
- 5 交付申請
- 6 交付決定
- 7 概算払請求・交付
- 8 事業実施
- 9 実績報告
- 10 額の確定

### 【申請前に必ずご確認ください】

- 交付申請の前に、必ず事前相談が必要です。
- 交付決定通知書を受領した後に事業へ着手してください。  
※発注や支払いを交付決定前に行ったものは対象外です。
- 補助金の支払いは概算払い(前金払い)です。
- 事業完了後、確定額が概算払い額を下回った場合は差額の返還が必要です。

### 事前相談(必須)・企画提案書提出期間

令和 8 年 8 月26日(水)~9 月14日(月)

※事前相談ができる時間帯は、いずれの日も午前 8 時45分から午後 4 時30分までです。

土日は除きます。電話またはメールにて事前相談の日時をご予約ください。

### 【お問い合わせ・提出先】

日向市役所 ふるさとプロモーション課 プロモーション推進室

TEL:0982-66-1026 Email:f\_promotion@hyugacity.jp

